

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 4 年 9 月 2 2 日 (木) 午前 1 0 時 5 9 分～午前 1 1 時 2 0 分
場 所	第 2 ・ 第 3 委 員 会 室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

午前10時59分開会

○委員長 皆様おそろいようですので、ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 それでは、早速協議に入ります。意見書についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

○議事課長 お手元に配付の資料1ページでございます。今回意見書の提出を求める請願は2件です。こちらについては、本会議においていずれも全会一致で採択となる見込みでございます。以上です。

○委員長 ただいま説明のとおりであります。意見書を提出することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、この意見書2件を提出することといたします。

提出することと決した意見書の案文について、事務局より説明願います。

○議事課長 資料2ページと3ページでございます。提出された案を基に案文を用意させていただきました。朗読をいたします。

〔議員提出議案第2号、第3号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

まず、議員提出議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは次に、議員提出議案第3号、令和5年度教育予算拡充に関する意見書についてはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、案文は資料のとおりと決めます。

先例により、提出者は大会派の代表となり、他の会派の代表者は賛成者となります。後ほど御署名をお願いいたします。

○委員長 次に、追加議案についてを議題といたします。

初めに、副市長より説明願います。

○副市長 先般議会運営委員会をお願いをさせていただきました所得制限がある方の一律5万円の給付金ですけれども、20日に閣議決定がなされましたので、議案を提出することができる環境が整いましたので、今議会の最終日に提案をさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○委員長 次に、事務局より説明願います。

○議事課長 資料4ページでございます。追加議案の取扱いについてでございますが、本日の日程にのせ、提案説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決する運びとなります。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付の資料5ページのとおり、この3項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙、横長A3の進行表に沿って御説明申し上げます。

まず、日程第1は議案第1号から第16号、第30号から第34号までの21議案についてでございます。委員長報告につきましては、今定例会におきましても文書報告とし、口頭報告を省略することとなっております。総務委員長、市民環境委員長、教育民生委員長、建設経済委員長の文書による報告とそれに対する質疑を行います。続いて、議案の採決を行います。

なお、表の中の無所属につきましては、左から上橋議員、末永議員、内田議員、北村議員、大橋議員となります。

まず、討論通告のない第1区分に記載の議案第1号から第16号、第30号、第32号から第34号の20議案について採決を行い、全会一致で原案可決並びに承認となる見込みでございます。

続きまして、その下の第2区分の議案第31号については討論の通告がございます。初めに、林紗絵子議員が反対討論、鈴木議員が賛成討論を行います。討論の後、採決を行い、第2区分の議案第31号は賛成多数で原案可決の見込みでございます。

続きまして、日程第2、請願についてです。教育民生委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、採決を行い、第1区分の請願60号、61号はいずれも全会一致で採択の見込みでございます。

続きまして、日程第3は追加提出の議案第37号から第42号までの人事案件6件でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を一括3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を1件ずつ投票ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第4は追加提出の議案第43号でございます。提案理由の説明を省略し、質疑を3問制で行い、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第5は議員提出議案第2号、第3号、意見書提出の議案です。趣旨説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより一括で行っていただきます。

続きまして、日程第6は千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙につつま

してございまして、後藤議員の広域連合議会議員辞職に伴い、選挙を行っていたくものでございます。

続きまして、日程第7は所管に関する事務調査の件でございます。なお、閉会後に議会広報委員会が第5・第6委員会室で開催される予定です。以上でございます。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、令和4年第4回定例会についてを議題といたします。

ここで、副市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○副市長 再度のお願いになります、恐縮です。令和4年第4回定例会の招集日でございますけれども、11月25日に招集したいと考えております。何とぞ御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長 続いて、議長より説明願います。

○議長 ただいま副市長から説明がありましたとおり、令和4年第4回定例会については11月25日金曜日に招集が予定されております。会期は、お手元の資料7ページのとおりに11月25日から12月14日までの20日間とする案を御用意させていただきました。

なお、前回の議会運営委員会において試行することを決定いただいたとおり、通告書の提出期限は11月22日火曜日の正午となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 では、会期日程についてはいかがいたしましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、次期定例会の会期は11月25日から12月14日までの20日間と決しました。

なお、議会運営委員会は11月18日金曜日に開催する予定です。

○委員長 次に、令和4年第4回定例会の質疑並びに一般質問の通告についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 お手元の資料8ページでございます。先ほどの議長からの御説明にもございましたが、先日の議会運営委員会において令和4年第4回定例会の質疑並びに一般質問については、試行的に通告書の提出期限を2日早めていただくことになりました。しかし、開会日の2日前に当たる11月23日が祝日となることから、通告書の提出期限はその前日、22日火曜日の正午となります。

なお、執行部からの議案、市政報告等につきましては11月18日金曜日に提供される予定でございます。

次に、通告書の提出方法につきましては今までと変更はありませんが、ラインワークスのトーク、あとメール等により提出していただくことができます。また、事

事務局窓口に直接提出いただくことも可能でございます。

最後に、通告内容、答弁者等の確認についてでございます。本定例会までは開会日が通告書の提出期限だったため、当日に直接控室等で通告内容等について事務局より確認をさせていただいておりましたが、次の定例会におきましては通告日が開会日の3日前となるため、御不在の議員さんが多くなると想定されます。

そのため、通告のあった議員さんごとに通告書の修正案を事務局からラインワークスのトークまたはメールにて送信をさせていただきます。その上で、通告内容の確認は必要に応じて22日の当日の正午から午後3時までの間に行いますので、通告をした議員さんにおかれましては、その時間帯は事務局からの連絡に対応できるよう御協力をお願いできればと思います。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきをお願いします。

松本委員、どうぞ。

○松本 通告書の配付及び通告内容のホームページへの掲載は、22日の夕方でもよろしいでしょうか。

○議事課長 はい。22日、整い次第配付とホームページへの掲載は行います。

○委員長 ほかにございませんか。

○古川 よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○古川 これは今回通告を早めて、これを守らなかった人はどうなるんですか、これ。質問させないとかというぐらいするということですか、これ。

○委員長 議長、お願いします。

○議長 議会運営委員会で通告日を決定いたしますので、仮にそのときに通告書がなかった場合は許可できないということになるかと思えます。

○委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、ただいまの説明と内容で、さよう御承知おきをお願いします。

○委員長 次に、柏市議会個人情報保護条例案についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 資料9ページでございます。こちらが柏市議会個人情報保護条例骨子案になります。基本的な考え方としては、現行の個人情報保護条例に沿った内容となっております。順を追って説明いたします。

まずは、開示請求に係る手数料でございます。こちらは現行の条例同様無料といたしました。ただし、文書交付時のコピー代などの実費を御負担いただきます。

次に、不開示情報の範囲でございます。個人情報保護法では、公文書内の職務遂行に関する公務員等の氏名は不開示とされているのですが、現行条例と合わせ、開示といたします。

次に、処理期限についてでございます。法では、開示請求があった日から30日以

内に開示決定をしなければならない、または著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の執行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、特例的に相当の期限延長をすることができると思いますが、現行条例に合わせ、それぞれ15日以内、45日以内と規定させていただきます。

次に、審議会等への諮問でございます。現行の条例と同様に開示請求等に係る決定等の審査請求に関する諮問規定や個人情報の取扱いルールを定める際に、柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができるという規定を設けます。

最後に、今回の条例案で定めない事項について御説明いたします。10ページでございます。行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等関係規定でございます。匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報のことでございます。議会が保有する個人情報は、主に請願者の情報と傍聴者の情報であるため、新たな産業の創出や活力ある経済社会、豊かな市民生活の実現に資する有用性がある情報とまでは言い難いことから、議会から匿名加工情報を提供する想定はしていないため、作成と提供に関する規定は設けておりません。

ただし、ほかから提供された匿名加工情報を取り扱う可能性があるため、匿名加工情報の取扱いに係る義務の規定は設けます。この骨子案について、10月中にパブリックコメントを実施いたします。御意見のある会派につきましては、10月11日までに庶務課までお願いをいたします。必要に応じて改めて御協議をお願いすることもあるかと存じますが、その際はよろしくお願ひいたします。

今後のスケジュールといたしましては、関係機関と協議を重ねながら、12月議会の議運で条例の原案をお示しし、3月定例会に条例案を上程する予定でございます。以上でございます。

○委員長 委員長からちょっと確認のお願いをします。この柏市議会個人情報条例が制定される背景について、もうちょっと説明してもらえますか。

○庶務課長 こちらにつきましては、個人情報保護法が改定になりまして、柏市の議会……各個人情報につきましては規定がばらばらでございまして、いわゆる2,000個問題とされてございました。今回この情報を新たな産業の創出や活力ある経済社会、豊かな市民生活の実現に資する有用性があると言いましたけれども、情報を利用するという規定で、個人情報が今度は危険にさらされるんじゃないかということで個人情報保護法が変わりました。そちらに関しては、個人情報保護法が変わったんですが、この中には市議会に関する情報が抜けてございまして、市議会としては個別で条例をつくる必要が生じてまいりました。そこで、今回柏市議会の個人情報保護条例を規定するものでございます。

執行部につきましては、12月の定例会のほうで執行部のほうの個人情報保護条例を策定する予定になっていると聞いております。以上でございます。

○委員長 柏市にしても何か修正をするということで、議会としてそれを分けて考えなきゃいけないということで、新たに3か月遅れで制定するという方向で今進めておりますので、各会派御協力よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時20分閉会